資料３　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成24年7月8日
児童福祉専門分科会

（仮称）子どもの権利条例骨子案

＊6/9 児童福祉専門分科会から現時点までの変更箇所を記載している。
（下線は変更後、(　　)は変更前、波線は関係箇所）

【総務課意見】
・条例(前文を除く)は通常、「である調」（書き言葉）で表記されるところだが、この条例は「ですます調」(話し言葉)を基調とすることを求められている。用語や文章の持つ意味が正確なものとなっているか、一義性を害することになっていないか、できる限り平易で子どもにもわかりやすいものとなっているかという視点で、どの程度許容できるものとなるか、極めて流動的なものと思う。
・議会提案時には、逐条解説を提出してもらうことになる。

【総務課意見】
・漢字及び用語の意義は何年生レベルのものを使うのか明確にする。（とにかく決めて欲しい）
・条約の和訳の用語はそのまま使用するのか。
・使いたい用語(分解、平易にしづらい用語)に合わせて何年生レベルを設定するのか。
【対応】中２～３レベルにあわせた条文とする。基本的には現状の骨子案のままとし、中学校までに習わない漢字については読み仮名をふる。4章については、人事課、総務課との協議が整ってから作成する。
なお、①「である調」か「ですます調」か②難しい漢字に読み仮名をふるのかなどについては、7月8日の専門分科会以降、総務課と協議して、骨子案確定時までには決定する。

資料 3　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成 24 年 7 月 8 日
児童福祉専門分科会

【骨格】

前文

第 1 章　総則

１．目的　　２．定義（ことばの意味）　　３．基本的な考え方　　４．大人の役割

【変更後】「ことばの意味」→「定義」
【説明】中学校 2,3 年レベルの表記を想定すると、「定義」で理解できるため。

第 2 章　子どもにとって大切な権利

１．安心して生きる権利　　２．自分らしく生きる権利　３．豊かで健やかに育つ権利
４．意見を表明し参加する権利　　５．互いの権利の尊重

【変更後】
１．子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重
２、安心して生きる権利　　３．自分らしく生きる権利　４．豊かで健やかに育つ権利
５．意見を表明し参加する権利
【説明】
「5、互いの権利の尊重」を「1．子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重」に記載し、2 章の総論とした。

第 3 章　子どもにとって大切な権利を保障するための市の役割（やさしいまちづくりの進め方）

１．権利の周知と学習支援　　２．保護者への支援　　３．育ちの支援
４．虐待等の取組み　　５．子どもの権利保障の検証　　６．子ども委員会議

【変更後】
１．子どもの権利普及の啓発と学習支援　　２．子どもの育ちへの支援　３．保護者への支援
４．子どもの命と安全を守るための取組み　５．子ども会議
６．子どもの権利保障のための行動計画と検証
【説明】
内容にあわせて標題を調整するとともに、順番の変更した。子ども委員会議については、全国的な一般的な名称に合わせて、子ども会議と変更した。
3 章の表題については、内容が分かりやすいように変更した。

第 4 章　子ども<u>の権利を保障する</u>（守る）ための仕組

１．相談及び救済　２．子どもの権利擁護委員会の設置など　３．委員会の仕事
４．申立てができること　５．委員会への協力　６．勧告や要請への対応
７．勧告や要請などの内容の公表　８．委員会に関する広報など
９．相談員

【変更後】

１．子どもの権利擁護委員会の設置など　２．委員会の仕事　3．申立てができること
４．委員会への協力　５．勧告や要請への対応　６．勧告や要請などの内容の公表
７．委員会に関する広報など　８．調査相談専門員　９．相談及び救済

【説明】

組織形態等について、人事課、総務課と協議中であり、整い次第専門分科会で協議する。

なお、現時点では、調査員→調査相談員とした。また、「相談及び救済」については、権利擁護委員会の制度ではないことから、最後にもってきた。

4 章の表際については、全体との整合性を考慮し、守る→保障するにした。

資料３　　平成24年７月８日
児童福祉専門分科会

【条例に盛り込む内容の概要】

「前文」

【変更後】前文を以下のとおり箇条書きで整理
・子どもの権利条約の理念に基づき条例を制定すること。
・「子どもの最善の利益」を保障することを根本に据えること。
・「大人は子どもの声に最後まで耳を傾けてほしい」、「大人は子どもの良いところはほめて欲しい」、「人はそれぞれ個性を持ち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である。」など、子どもたちの願いに応えるものであること。
・子どもにとってやさしいまちづくりは、全ての人にやさしいまちづくりであること。
・子どもと大人の相互の関わりの中で、大人と子どもがお互いに育ち合うという視点を踏まえたものであること。
・子どもの権利の保障が社会全体の責任であること。
【説明】
・上記内容を前文の箇条書きとして、パブリックコメントで使用する。（条例案の際は文章化する）
・「大人」という用語については、「子ども以外は、すべて大人」ということで定義し、使用する。（本文内に「大人」はタイトル含めて５箇所あり）１章３節：２箇所、１章４節：２箇所、３章１節：１箇所
（「大人」は法律ではあまり使われない。定義が難しいため、前文だけならまだしも、本文で明確にできるのか：総務課意見）
・「育ち合う」の前に、説明文を加え、「育ち合う」をわかりやすくして使用する。（「育ち合う」は新語？何かの訳語？「成長し合う」という意味？：総務課意見）
・「やさしい」は前文で使用し、「目的」から削除する。（「やさしい」は、１章「１、目的」と内容が重複している。：総務課意見）

「第１章　総則」

１．目的

この条例は、市民が子どもも大人もしあわせに育ち合う豊かな青い森の住民であり、子どもにとって大切な基本的権利が尊重され、子どもが安心して生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長・発達していくことがあたりまえにできるようその取組みについて定め、子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。

【変更後】
「この条例は、子どもが愛情をもって育まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を進めることをめざします。」
【説明】
・「やさしいまち」については前文に記載する。（「子どもにやさしいまち」の具体の想定は？どのようなまちのこと？：総務課意見）
・この条例の目的は権利を守ることであるため、上記のとおり修正する。（条約の趣旨、条例の題名から察するに、この条例は権利を守るのが目的でないか：総務課意見）

２．定義（ことばの意味）

この条例で、次に掲げる用語（ことば）の意味は、それぞれ定める（た）とおりとします。

①子ども：市内に住んだり、学んだり、働いたりする１８歳未満の人をいいます。

【変更後】
「18歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則で定める者をいいます。」
【説明】
住んだり、学んだりが何を意味するのかわかりにくいこと、18 歳の高校生を対象とすべきことなど考慮すべきことがあるので、18歳の高校生、19歳の高校生なども対象とする。

②保護者：親又は親に代わり子どもを養育する人のことをいいます。

【説明】
・市外の子どもの保護者も対象とする。（子どもが①であることから、対象とする。）（市に在住しない、学び又は働くために青森に来ている子どもの保護者は含まれるのか？（保護者への支援の対象とするの？）：総務課意見）

③育ち学ぶ施設：市内にある学校教育施設、児童福祉施設などのことをいいます。

【変更後】
「学校、保育所、児童養護施設その他の子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、又は入所する施設のことをいいます。
【説明】
・対象施設をわかりやすくした。具体的な対象施設は解説書で説明するが、下記のとおりである。
学校教育施設：（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校等）
児童福祉施設：（保育所、児童養護施設、母子生活支援施設、児童厚生施設等）
その他学習塾、おけいこ塾、スポーツ指導団体、民間のフリースクールがある。

３．基本的な考え方

子どもの権利が尊重され、子どもと大人がともに育ちあう、子どもにやさしいまちの実現は、次の基本的な考え方に従って進めます。

【変更後】
「子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進めます。」
【説明】
「子どもと～実現は、」については、前文に記載するため、削除する。

①子どもの最善の利益（しあわせ）を第一に考えること。

【説明】 ・「しあわせ」については、その理念を前文に記載することとし、最善の利益と言い換えた。 ・「第一」について、他市でも使用しており、意味も通じるので、このまま使用する。（「第一」は「第一義」の意味だと思うが、このままだと子どもにはわかりにくい。（「第一」のままで使用することはない）：総務課意見）

②子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されること。
③子どもの成長、発達（成長・発達）に配慮した支援がなされること。
④子どもと大人の信頼関係を基本（基）として、地域全体で取り組む（まれる）こと。

４．大人の役割
①大人は、前条の基本的な考え方に基づき、生活のあらゆる場において、子どもが自分らしく豊かに成長・発達していくことがあたりまえにできるよう必要な支援を行わなければなりません。

【説明①】 ６月９日の専門分科会を踏まえ、「①大人は、生活のあらゆる場において、子どもが自分らしく成長・発達していくことができるように子どもの最善の利益に基づいて、必要な支援を行わなければなりません。」と修正した。 【説明②】 説明①の内容について、「４、①」と「３、①」が子どもの最善の利益ということで、重複しているので、「4、、①」を削除し、以下番号を繰り上げる。（「３．基本的な考え方」は、大人に対して発しているので、これを理念とすることに違和感あり。「4.大人の役割」と重複している。理念と責務が同じであることはあり得ない。他都市では３がないケースが多いが、３と４を合体させるよう再整理できないか？その上で、大人の役割が必要であるなら、第 3 章の冒頭に規定する方法もあるのでは？：総務課意見）

①（②）保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの年齢や成長・発達に応じた支援や指導を行い、子どもの権利の尊重に努めなければなりません。

【変更後】 「①保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。」と修正した。 【説明】 ・１子どもの年齢や成長・発達の部分を削除し、文言を調整した。

②（③）育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもが自分らしく豊かに成長・発達していくことがあたりまえにできるよう大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利の尊重に努めなければなりません。

【変更後】
「②育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。」と修正した。
【説明】
・文言を調整した。

③（④）地域住民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに成長・発達していくための大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

【変更後】
「③地域住民は、地域が子どもの成長、発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。」と修正した。
【説明】
・文言を調整した。

資料３　　平成24年７月８日
児童福祉専門分科会

第２章　子どもにとって大切な権利

【総務課意見】
・合理的な理由の下で権利が制限される場合もあることについて、どのように担保するのか？担保するための規定は不要か？権利を主張するための基本的な心構えを子どもたちに把握しておいてもらう必要があるのではないか？また、子どもの果たすべき義務については、どのように考え、条例上整理すべきなのか検討し、経過を逐条解説などに記録すべきでは？
・名古屋の「社会の責任ある一員であることを自覚し」のようなフレーズで義務のエッセンスをかもし出すことも可能では？
・これらの啓発については教育の果たす役割が大きい。教委はどのように考えるか？
【対応】自分の権利主張すると同時に他人の権利も尊重することについては、１の②に記載しており、ここでそのエッセンスをかもし出している。条約上、子どもの義務という考え方はない。なお、この内容については、逐条解説に記載する。

【総務課意見】
・受け身の権利が規定されている部分について、能動的に権利を主張できる部分がないか要チェック
（命が守られる権利、命を守る権利の二つがあるが、守られるという受動のみでことたりるのか）
２①は「受動＋能動」→命を守り、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。２③は「受動＋能動」
【対応】子どもは未熟な存在であり、保護される側面も持つことから、受動の表現も出てくる。特に、「２．安心して生きる権利は」受動の側面が強くなる。

【変更後】新しい節を追加する。
１．子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重
①子どもには成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されます。
②子どもは、自分の権利が保障されるのと同じように、他人の権利も尊重しなければなりません。
【説明】
・「5、互いの権利の尊重」を最初に記載し 2 章の総論とした。以下番号を繰り下げる。

2（１）．安心して生きる権利

子どもには、次のように、安心して生まれ、生きる権利があります。

【変更後】
「子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されます。」
【説明】
・①以下の「～こと」にあわせて表現を修正する。

①命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。（条約6条）（憲法9、25条）
②愛情をも（持）ってはぐくまれること。（条約7～10、18条）
③食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。（条約24条、31条）（憲法25条）
④いじめ、虐待、体罰、有害な環境などから、心や体が守られること。（条約17、19、37条）

【変更後】
「④いじめ、虐待、体罰その他のあらゆる暴力及び身体的、精神的に有害な環境から心や体が守られること。」
【説明】
・文言を整理した。

⑤性別、国籍、障害（がい）、出生などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
（条約2条）（憲法14条）

【説明】
・「障がい」について、「障害」とする。（法律、市の条令ともに「がい」を使用していない：総務課意見）

⑥気軽に相談し適切な支援や救済を受けること。（条約19条）

【変更後】
「⑥困っていることや不安に思っていることを相談すること」
【説明】
・「気軽に」を削除し全体を整理した。（「気軽に」は法令で使われない用語：総務課意見）

２．自分らしく生きる権利

子どもには、次のように、自分らしく生きる権利があります。

【変更後】
「子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。」
【説明】
・①以下の「～こと」にあわせて表現を修正する。

①自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
（条約2条）（憲法13、14条）

②自分自身の夢や希望をもちチャレンジすること。　（条約29条）

【変更後】
「②自分自身の夢と希望を持ち、可能性に挑戦すること」
【説明】
・「チャレンジ」削除し全体を整理した。（「チャレンジ」というカタカナは法律上使われない：総務課意見）

③知られたくないこと、プライバシー、名誉が守られること。　（条約16条）

【変更後】
「③プライバシー及び名誉が守られること。」
【説明】
・プライバシーは法律には出てこないが、他市でも使用しており、他に適当な表現もないことからそのまま使用する。（「プライバシー」は法律には出てこない言葉：総務課意見）
・「知られたくないこと」と「プライバシー」はダブるので前者を削除し全体を整理した。

④自分にとって大事なことを、年齢や成長・発達に応じて自分で決めること。
（条約12条）

【変更後】
「④自分にとって大事なことを、自分で決めること。」
【説明】
・「年齢や背長・発達に応じて」を削除した。

⑤自分らしく過ごすことができる時間や場所を持つこと。　（条約2条）

【説明】
・「自分らしく」は「3、自分らしく生きる権利」というようにタイトルとしても利用されているので、そのままとする。（「自分らしく」とはどのような状態をいうのか？他市にも見当たらないのでは？「らしく」「らしさ」は客観性により判断できないから使うべきではない。：総務課意見）

【変更後】新しい項目を⑥として追加する。
「⑥必要な情報や知識を得ること。」を追加する。
【説明】
・子ども委員の意見を踏まえて追加する。

３．豊かで健やかに育つ権利
子どもには、次のように、豊かで健やかに育つ権利があります。

【変更後】
「子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されます。」
【説明】
・①以下の「～こと」にあわせて表現を修正する。

①学び、遊ぶこと。　（条約28条、31条）
②芸術及び（や）スポーツに触れ親しむこと。　（条約31条）
③青森の文化や歴史・伝統、自然に触れ、理解を深めること。　（条約29条）

【変更後】
「③青森の文化や歴史、伝統及び自然に触れること」
【説明】
・理解を深めるかどうかは、別次元の問題なため削除する。

④まちがったり失敗したりしたときは、適切な助言や支援を受けること。　（条約29条）

【変更後】
「④まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けること。」
【説明】
・表現を修正する。（「まちがったり失敗した時に限られるわけではない：総務課意見」）

４．意見を表明し参加する権利
子どもには、次のように、自分の意見を表明し参加する権利があります。

【変更後】
「子どもには、自分の意見を表明し社会に参加するために、次のことが保障されます。」
【説明】
・①以下の「～こと」にあわせて表現を修正する。
・「社会に参加する」という表現で、何に参加するのかを明確にする。（何に参加？意見参加という用語はある？社会に参加する権利のことでは？：総務課意見」）

①自分が思ったこと、感じたことを表現すること。　（条約12、13条）
②家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明する機会が与えられること。
（条約12、13条）

【変更後】 **「②家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。」** **【説明】** **・能動的な表現に変更する。（表明すること？機会を持つこと？能動的な表現にできないか：総務課意見」）** **・「など」は行政をさす。（「など」は何をさす？：総務課意見」）**

③特に自分に不利な決定が行われる場合には、自分の立場をきいてもらえること。
（条約12条）

【説明】 **・具体の内容について記載しているが、②と④でその内容を読み込めるので削除する。以下を番号繰上げる。**

③（④）表明した意見に対し、年齢や成長・発達に応じてふさわしい配慮がなされること。
（条約12条）

【変更後】 **「③自分の表明した意見に対し、適切な配慮がなされること。」** **【説明】** **・「ふさわしい」を削除し全体を調整する。（ふさわしいとは何かが問われるので、これらの飾り言葉は不要では？：総務課意見」）**

⑤地域の行事や公的施設の運営に参加すること。　（条約 12 条）

【説明】 **・具体の内容について記載しているが、②と④でその内容を読み込めるので削除する。以下を番号繰上げる。**

④（⑥）仲間やサークルをつくって活動すること。　（条約 15 条）

【変更後】 **「④仲間をつくり、集まり、活動すること」** **【説明】** **・「サークル」を削除し全体を調整する。（「サークル」は法律上使われない。意味が特定できない：総務課意見」）**

５．互いの権利の尊重
子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利も尊重しなければなりません。
（条約 13 条、15 条）

【説明】 **・「5、互いの権利の尊重」を 2 章の最初に記載する。**

資料３　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成24年7月8日
児童福祉専門分科会

第３章　子どもにとって大切な権利を保障するための市の役割（やさしいまちづくりの進め方）

【総務課意見】
・市だけの役割ではなくて、大人の役割、社会全体の役割なのでは？市の役割が他市と比べて大きすぎる。何でもかんでも市からにならないか？

【総務課意見】
・「するものとする」「しなければならない」の使い分け（意味の違い）ができているか要確認。
「することができる」：一定の行為をすることが可能であること表す場合に用いる。一定の行為をするかしないかの最良を付与する場合と、一定の行為をする権利又は能力を付与する場合の２通りがある。
「しなければならない」：一定の行為をすることを義務付け、それをするかしないかの裁量の余地を与えない場合に用いる。
「するものとする」：「しなければならない」よりは義務づけの漢字が弱く、ある原則をなり方針也を示すという場合に用いる。
（「するものとする」は、解釈として、合理的な理由があればしなくてもよいという意味もでてくるので、その用い方には注意をする必要がある。）
【対応】上記にあわせて整理する。

【総務課意見】
・子どもの権利から離れて、子育て支援、家庭教育の域に言及しすぎている。

【総務課意見】
・子ども総合計画を念頭においた役割になっているか？

【総務課意見】
・市の具体的施策・事業に特化して規定すべき。→主語を「市長は」に出来るものに限るべき(教委は？)「市は」だと執行機関＋議決機関も含まれるのが常なので、理念等に限るべき。

１．子どもの権利の普及啓発と学習支援（権利の周知と学習支援）

①市は、子どもの権利の普及を進めるために、子どもと大人がこの条例と子どもの権利について正しく学び理解するよう必要な支援に努めるものとします。

【変更後】
「市は、子どもの権利の普及を進めるために、子どもと大人がこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会の提供に努めます。」
【説明】
・文言を調整した。

②毎年５月２２日を「あおもり子どもの権利の日」とし、市はこの日にちなみ子どもの権利について市民の関心を高め、普及するための事業を行うものとします。

【変更後】
「市は、毎年１１月２０日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい事業を行うものとします。」
【説明】
・「ちなみ」を削除するとともに、事業を実施するに当って、5月は年度始めで学校等も行事があり、事業を実施するのが難しいため、権利の日を11月20日とする。（「ちなみ」は通常法令等で使われない：総務課意見）

③市は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域で、子どもと大人が、子どもの権利について正しく学び、互いを尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

【説明】
・①、②でこと足りるので、③は削除する。

３（２）．保護者への支援

①市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

②市は、特別な支援が必要な家庭や特別なニーズがある家庭に対し、安心して子育てができるよう支援に努めます。

【変更後】
「市は、全ての保護者、とりわけ特別な必要がある家庭に対し、安心して子育てができるよう、支援に努めるものとします。」
【説明】
・「必要と認める」とすると行政が必要と認めるとなるので、上記のとおりとする。（「特別なニーズがある家庭に対し」を「特に必要と認める」と変更する？：総務課意見）

2（3）．子どもの育ちへの支援（育ちの支援）

【変更後】
「市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、子どもに対して次に掲げることを（以下のような）取り組むよう努めなければなりません。」を追加する。
【説明】
・「2、子どもの育ちへの支援」の総論部分を追加する。
・子どもに対する支援を記載した項目であり、成長と言い換えると、支援対象が曖昧になるので、そのまま育ちとする。（「育ち」は法的に使われる用語ではない。子どもの側から見た用語であることはわかるが、成長などの用語とはできないのか？：総務課意見）

①市は、子どもが多様で豊かな体験をしたり、交流する場や機会の提供に努めることで、豊かな自己を育むことを支援します。

【変更後】
「①子どもが多様な生活体験をしたり、交流したりする場や機会を提供すること。」
【説明】
・文言を調整する。

②市は、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを進めるとともに、子どもの気持ちや考えを表明できる機会や相談の場の充実を図ります。

【変更後】
「②子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるととともに、子どもが意見を表明し参加する機会や相談の場を設けること。」
【説明】
・文言を調整する。

③市は、あらゆる差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組みを行うよう努めなければなりません。

【変更後】
「子どもが差別や不利益を受けないよう体制を整備すること」
【説明】
・文言を調整した。
・不利益は、「停学、退学又は退所、さらに義務教育段階における出席停止等の処分を行う場合」を指す。（不利益は何を指す：総務課意見）

４．子どもの命と安全を守るための取組（虐待等の取組み）

①市は、虐待や体罰、いじめの早期発見に取組むとともに、救済の支援や、予防への必要な取組みを実施します。

【変更後】
「市は、いじめ、虐待、体罰その他あらゆる暴力の早期発見に取り組むとともに、救済の支援及び予防への必要な取組を実施します。」
【説明】
・2 章の④に表現をあわせた。

②市は、子どもが薬物及び（や）犯罪などの危害を受けないように、必要な取組及び（や）支援を行います。

６（５）．子どもの権利の保障のための行動計画と検証（子どもの権利保障の検証）

①市は、子どもの人権を保障し、子どもにやさしいまちづくりを実現するため、青森市子ども総合計画を定めます。

【変更後】
「市は、子どもの権利を保障するため、子ども施策に関する行動計画を定めます。」
【説明】
・「子どもにやさしいまちづくり」については前文に記載するため削除する。
・ここでいう行動計画は「子ども総合計画」第 1 章第 1 節「子どもの人権の尊重」のことである。（ここでいう行動計画は何を指すのか？：総務課意見）

②子どもの権利保障の検証は、青森市健康福祉審議会条例に定める児童福祉専門分科会で行います。

【説明】
現在の子ども総合計画（後期計画）の第１章第１節「子どもの人権の尊重」に基づきながら、2 章全体の権利全般にわたって、検証する。具体的な検証方法は別途検討する。なお、この検証は、児童福祉専門分科会に設置される（仮称）「権利検証部会」で行われる。調査審議事項、委員の構成人数は別途検討する。
（どのような目的で何を検証しなければならないのか不明確。行動計画の検証か?数値目標を設定して検証するのか?第 2 章の権利を全部の子どもについて検証することが可能なのか？：総務課意見）

③子どもの権利保障の検証を実施するに当っては、子ども委員会議と意見交換します。

【変更後】
「子どもの権利保障の検証を実施するに当っては、子ども会議の意見を尊重するように努めなければなりません。」
【説明】
子ども会議と児童福祉専門分科会が意見交換することは制度上想定されていないので、修正する。(5「子ども会議」①を参考に)（分科会が?市が？　分科会だとすれば、市の附属機関と市長が依頼し集まってもらった懇話会とがそれぞれの意見を持ち寄るということになる。分科会は市長に意見する立場にあり、子ども会議は意見集約せずに委員個々の意見を市長に投げかける立場にある（たてまえ）ので意見交換はなじまないのでは？：総務課意見）

５（６）．子ども会議（子ども委員会議）

①市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する場として「青森市子ども委員会議」（以下「子ども委員会議」）を設け、前条の青森市子ども総合計画を始め、特に子どもに関わる事項を検討する際には、子ども委員会議で子どもの意見を適切に聴くよう努めるものとします。

【変更後】
「市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する場として青森市子ども会議(以下「子ども会議」）を設け、次条の子ども施策に関する行動計画を始め、特に子どもに関わる事項を検討する際には、子ども会議で子どもの意見を尊重するよう努めます。
【説明】
・子ども会議の名称変更等全体を調整した。（参加するとは何に参加するのか？市政等？）

②子ども委員会議の構成および役割は別に定めます。

【説明】
・子ども会議の構成（子ども委員の対象範囲、人数、募集方法など）については、要綱等で定める。なお、条例の最後の条文で、「この条例に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。」と記載し、別に定めることが可能なので、②については、削除する。（何故別に？規則又は要綱で定めなければならない理由は？ある程度不変性の高いものなのでは？機動性を必要とするのは何故？：総務課意見）

【対応】
・４章については、総務課、人事課の見解を踏まえて再設計する。（下記は総務課法規担当協議の前の状態である。）

第４章　子どもの権利を保障する（守る）ための仕組

子どもの権利の侵害に関する相談、救済（相談・救済）について、子どもの権利擁護委員会を設置することを規定します。

9（1）．相談及び救済

市は、委員会によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携（協力・連携）を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

1（2）．子どもの権利擁護委員会の設置など

①市は、子どもの権利の侵害について、早急にかつ適切に対応し、その救済を図るため 、青森市子どもの権利擁護委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。
②委員会の委員は、３人以内とします。
③委員は、人格的に優れていて、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が選びます。
④委員は、任期を２年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任されることができます。
⑤委員は、任期の満了以外には、その意に反して職を解かれません。ただし、市長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき、又は委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

2（3）．委員会の職務

①子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために、必要な助言及び支援を行うこと。
②権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
③権利の侵害を受けている子どもについて、緊急を要すると認めるときに、その救済のために、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
④調査の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対し、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。
⑤勧告や要請を受けたものに対し、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。
⑥委員会は、次のとおりの方法で調査をすることができます。
・関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、もしくはその提出を要求し、又は実地に調査すること。
・子どもの権利侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。
⑦委員は、その職務を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。
・職務上知ることができた秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とし

ます。
・申立人などの人権について十分に気を配ること。
・取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。

<u>３</u>（４）．申立てができること

救済の申立てができることは、子どもの権利侵害に関することとします。ただし、次のことは、申立てをすることができません。

①裁判所で係争中のこと、又はその判決などのあったこと。
②不服申立中のこと、又はその採決などのあったこと。
③市議会などに請願、陳情などをしていること。
④委員会の活動に関すること。

<u>４</u>（５）．委員会への協力

①市の機関は、委員会の独立性を尊重し、その職務を積極的に支援しなければなりません。
②保護者、育ち学ぶ施設の関係者及び地域住民は、委員会の職務に協力するよう努めなければなりません。

<u>５</u>（６）．勧告や要請への対応

①市の機関は、委員会から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを委員会に報告しなければなりません。
②市の機関以外のものは、委員会から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを委員会に報告するよう努めなければなりません。

<u>６</u>（７）．勧告や要請などの内容の公表

①委員会は、必要と認めたときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。
②委員会は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。

<u>７</u>（８）．委員会に関する広報など

①市は、子ども、保護者、育ち学ぶ施設の関係者及び地域住民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもが委員会への相談及び救済の求めを容易に行うことができるよう必要な施策の推進に努めるものとします。
②委員会は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、これを公表します。

<u>８</u>（９）．調査相談専門員

①委員会の職務の遂行を補佐するため、調査相談専門員を置きます。
②調査相談専門員は、子どもの権利に関し知識と経験を有する者のうちから、市長が選びます。